

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
を公布する。

平成18年2月28日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第134号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定
める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成17年10月21
日京都市条例第26号）の施行期日は、平成18年3月1日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）